

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	自立支援医療関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那須塩原市は、自立支援医療関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本市は自立支援医療関係事務において、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

評価実施機関名

栃木県那須塩原市長

公表日

令和7年8月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療関係事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に則り受給者の管理、負担上限額の判定、住民への通知、レセプト入力、自立支援医療の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②自己負担額上限の設定に必要な各種情報の照会 ③転入前の自立支援医療情報照会
③システムの名称	自立支援医療管理システム 総合福祉システムWEL+ 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療受給者台帳ファイル 自立支援医療費情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の第117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年五月二十四日デジタル庁・総務省令第9号） 第二条の表 146の項 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条の表 11、15、20、37、42、75、80、125、144、155、161項、第13条、第17条、第22条、第39条、第44条、第77条、第82条、第83条、第127条、第146条、第147条、第163条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部社会福祉課 〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2 電話0287-62-7026
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部社会福祉課 〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2 電話0287-62-7026
9. 規則第9条第2項の適用	
[] 適用した	

9. 税則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請書へのマイナンバーの記載の際には、申請者からのマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。自立支援医療関係事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、手続に必要な項目のみを申請書に記入するよう取扱者への注意喚起をしている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 社会福祉課長 藤田 恵子	②所属長 社会福祉課長 田代 正行	事後	
平成29年4月26日	対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 社会福祉課長 田代 正行	②所属長 社会福祉課長 板橋 信行	事後	
令和1年6月21日	評価実施機関における担当部署	②所属長 社会福祉課長 板橋 信行	②所属長の役職名 社会福祉課長	事後	様式の変更
令和1年6月21日	対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年6月22日	対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月22日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月7日	対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月7日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月16日	法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	
令和4年6月13日	対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月13日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年12月4日	対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年12月4日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	1.③システムの名称	自立支援医療管理システム SWAN(宛名)システム 中間サーバー・ソフトウェア	自立支援医療管理システム 総合福祉システムWEL+ 中間サーバー・ソフトウェア	事後	
令和7年8月20日	3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第84の項 並びに内閣府・総務省令第60条	番号法第9条第1項、別表の第117の項	事後	
令和7年8月20日	4. ②法令上の根拠	番号法第19条8号、別表第二の第22の項	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令(令和六年五月二十四 日デジタル庁・総務省令第9号) 第二条の表 146の項 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令 第二条の表 11、1 5、20、37、42、75、80、125、144、155、 161項、第13条、第17条、第22条、第39条、 第44条、第77条、第82条、第83条、第127 条、第146条、第147条、第163条	事後	